療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

◆　「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

◆　関東厚生局への届出に関する事項

当院は、次の項目について施設基準適合の旨を届出たうえで、所定の診療報酬を算定しています。

I.　基本診療科の施設基準

1. 地域包括診療加算

II.　特掲診療科の施設基準

1. 人工腎臓　（慢性維持透析を行った場合１）
2. 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
3. 導入期加算１
4. 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
5. CT撮影及びMRI撮影
   （１６列以上６４列未満のマルチスライスCT）
6. がん治療連携指導料
7. 地域連携診療計画加算
8. 酸素の購入単価
9. 在宅医療情報連携加算
10. 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注２に規定する遠隔モニタリング加算
11. 在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料
12. 在宅療養支援診療所
    （「第９」の１の（３）に規定する在宅療養支援診療所　）
13. 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
14. 電子的診療情報連携体制整備加算３
15. 腎代替療法診療体制充実加算

◆　保険外負担に関する事項

当院では、療養の給付と直接関係のないサービス等について、実費のご負担をお願いしております。料金詳細は別掲示の表をご確認ください。

◆　当院では、健康管理に係る「かかりつけ医」として、以下の取り組みを行っ

ています。

- ➢ 健康相談や健康診断の結果に関するご相談
- ➢ 各種予防接種の実施
- ➢ 病状に応じた専門医療機関への紹介
- ➢ 介護・福祉サービスに関するご相談と地域介護サービスとの連携
- ➢ 訪問診療患者様を対象とした夜間・休日の緊急時の対応
- ➢ 長期処方およびリフィル処方箋の発行

別に掲示しております「当院におけるかかりつけ医機能について」も併せてご参照ください。

令和　8年6月1日現在

医療法人社団汀会　津田沼医院